５．事前の備え

発災時に迅速に道路啓開を実施するには、職員を招集し各班によって業務体制を整え関係機関との情報収集、共有を図り速やかに道路啓開を行なうことができるよう備えておく必要がある。ここでは、各機関で事前に備えておくべき項目について記載する。

５－１　道路啓開の体制

○職員は地震等が発生した場合、登庁基準に従い登庁する。登庁後、各機関が速やかに業務に着手できるよう体制を整備しておく。あわせて関係機関との連絡体制を構築しておく必要がある。

（１）職員の自主登庁基準

ア）地震発生時（震度５弱以上）の自主登庁基準（地域防災計画基準）

一定の震度が観測され、それを知った場合には、職員は、自主登庁基準に従って連絡を待たずに自主的に登庁しなければならない。

各所属は、動員基準に基づき、事前に動員計画を作成しておくこと。

【自主登庁基準】

所属	震度	動員区分	動員規模	震度基準
災害対策本部等を構成する各所属	5弱	初期動員	各所属の約 10%に相当する人数	県内の最大震度
	5強	1号動員	各所属の約 25%に相当する人数	
	6弱以上	3号動員	各所属の全職員	
上記以外の各所属	各所属で定める自主登庁基準による			各所属で定める区域の最大震度

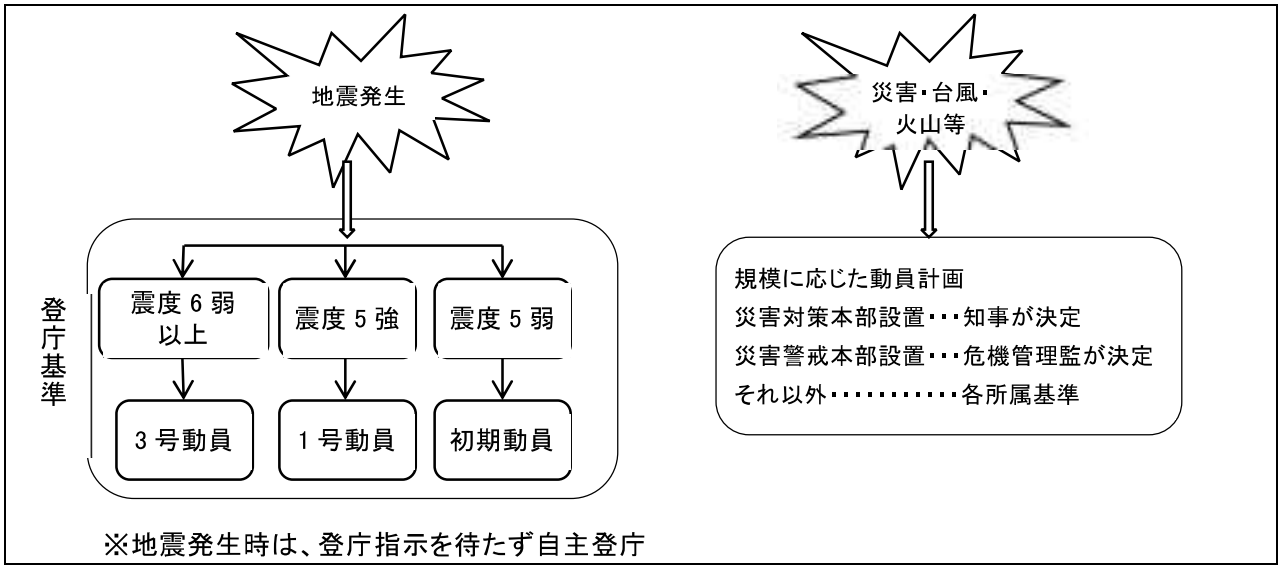

イ）全般的な災害発生時の動員基準（地域防災計画基準）

本部の決定する動員基準区分に基づき、職員は、登庁し専属的に災害応急対策業務にあたる。その場合の職員の動員基準は下表のとおり。

【災害対策本部等を構成する各所属の動員基準】

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約 10%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき
１号動員	各所属の約 25%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき
２号動員	各所属の約 50%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて１号動員では、要員が不足するとき
３号動員	各所属の全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて県の総力を挙げて対応する必要があるとき

ウ）動員の伝達系統図

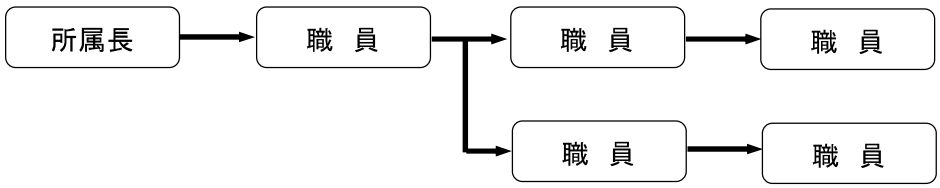

※所属ごとに動員計画、連絡系統図を事前に作成しておくこと。
※伝達すべき者と連絡が取れない場合は、次順位の者に連絡すること。

【県土整備班（土木事務所）】

事前に動員計画、伝達系統図を作成しておく。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

事前に動員計画、伝達系統図を作成しておく。

（２）道路啓開に関する体制図

道路啓開にあたり群馬県災害対策本部と市町村を含めた関係機関との連携体制を構築する。啓開作業における関係機関との連携体制は下図を基本とする。

道路啓開に関する体制

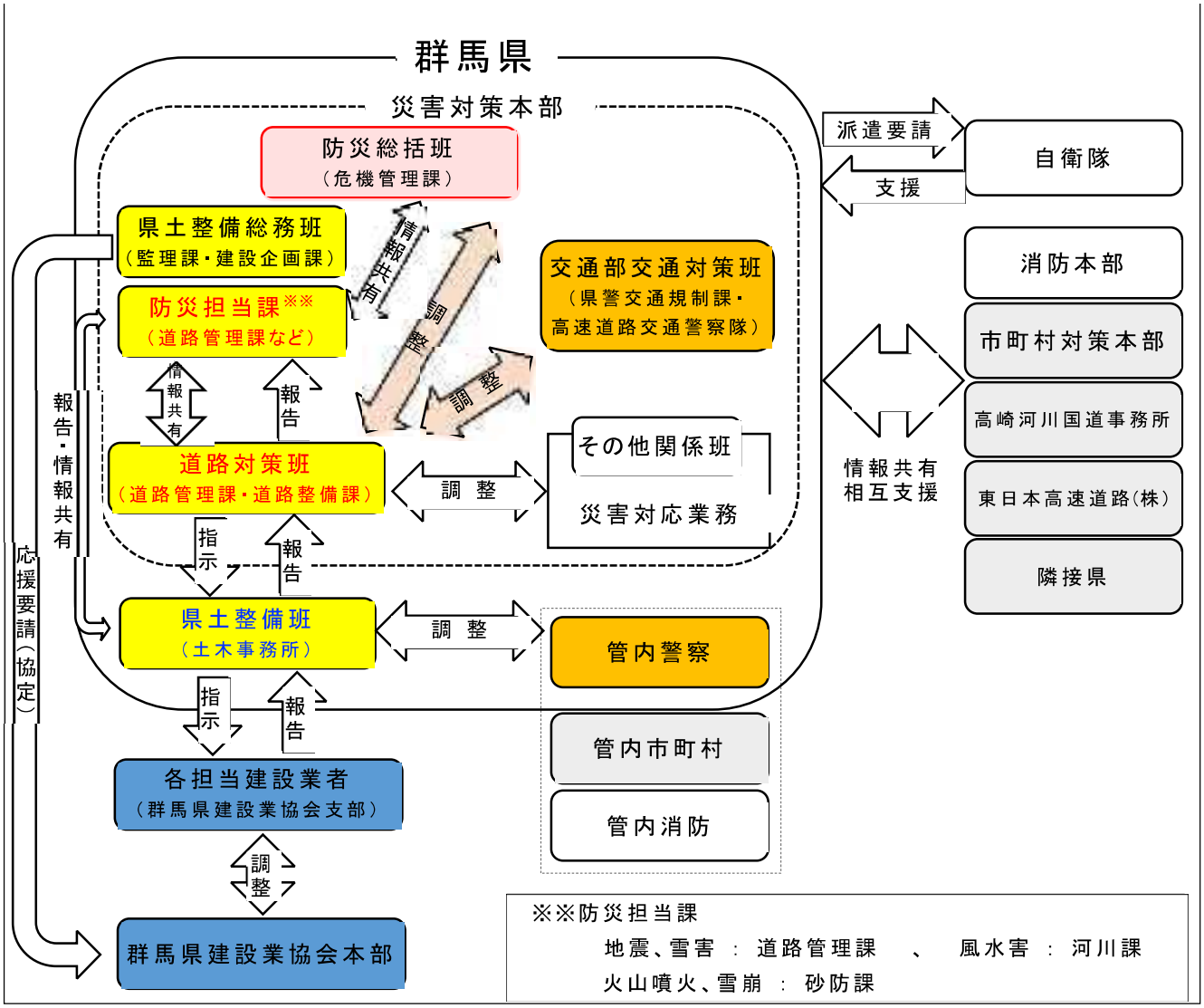

（３）各班の業務内容

災害対策本部または災害警戒本部が設置された場合の業務内容を示す。

ア）任務分担表

災害対策本部（県土整備部）	県土整備総務班（監理課、建設企画課）	1　部内の総合調整に関すること 2　建設業者に対する災害応援業務の協力の要請に関すること 3　その他、部内各班に属しない事項に関すること
	道路対策班（道路管理課、道路整備課）	1　地震・災害発生時における、部内の災害情報のとりまとめに関すること 2　道路に係る災害情報の収集に関すること 3　県管理道路の応急復旧に関すること 4　緊急輸送道路の確保に関すること
地方部	県土整備班（土木事務所）	1　公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること 2　公共土木施設に係る災害応急対策に関すること 3　水防計画の実施に関すること

イ）県土整備総務班の業務

県土整備総務班（監理課・建設企画課）は上記の任務分担表に記載された項目のほか、職員参集状況の確認を行う。

確認作業の流れは以下のとおり。県土整備総務班が組織されていない場合は、土木事務所等は防災担当課に報告する。

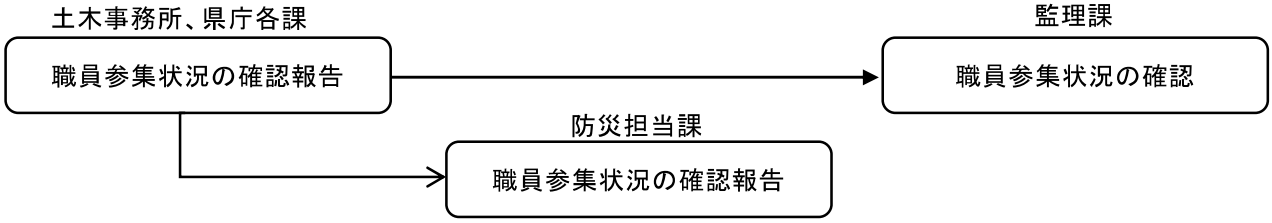

なお、震度５強の１号動員で職員が不足する場合は、災害の規模、範囲を考慮し動員規模を決定し、職員に指示する。

ウ）道路対策班の体制

道路対策班（道路管理課・道路整備課）は年度当初に担当係を指定しておく。

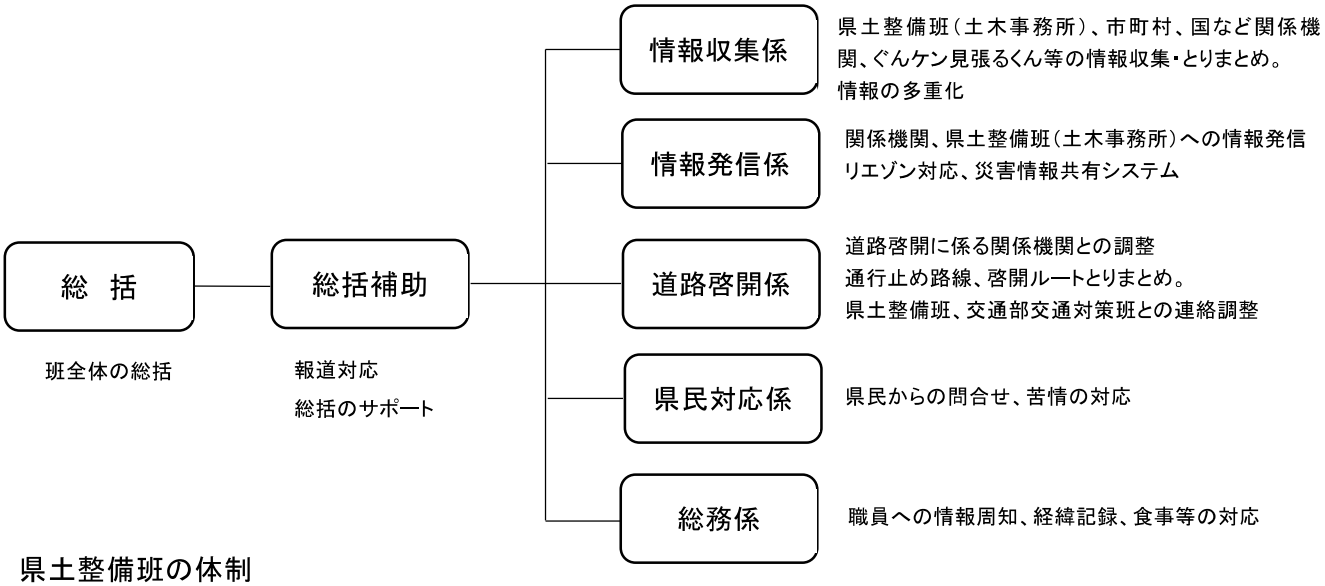

エ）県土整備班の体制

県土整備班（土木事務所）は体制図を参考に、年度当初に担当係を指定するなどして発災時に対応できるようにしておくことが必要。水防待機時にも、適用できる体制とする。

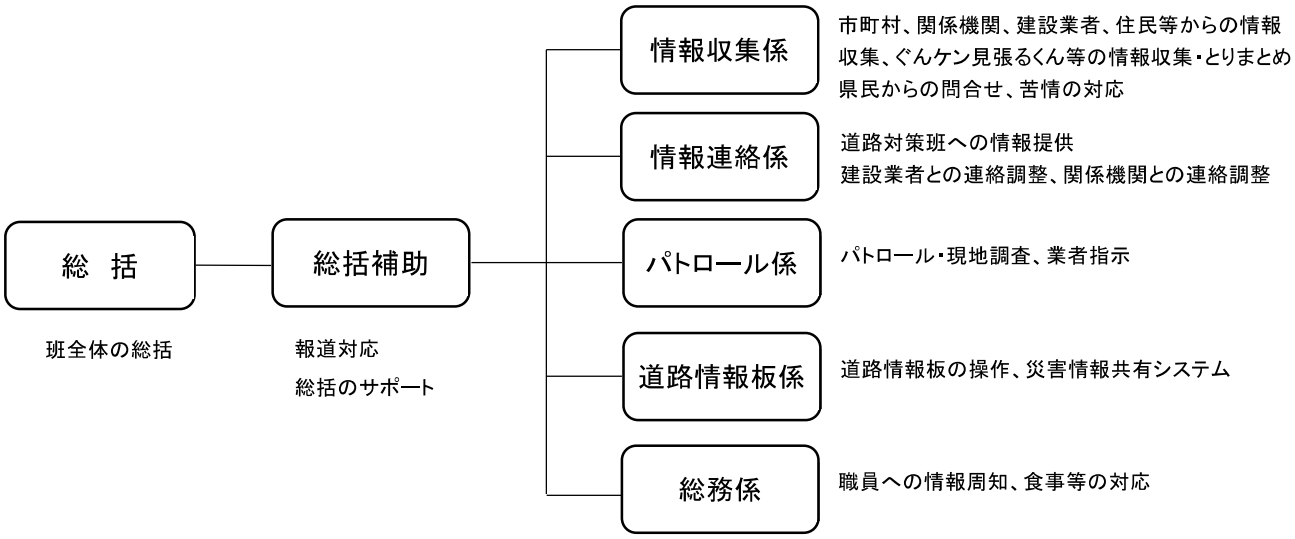

５－２　情報収集・共有、連絡体制

（１）災害情報収集・共有とは

○災害対策を的確に行うためには、災害の全体像を速やかに把握することが極めて重要である。そのため、被災情報等の収集・共有は、迅速さと正確さの両方が求められる。
○特に初動の情報収集・共有は情報の迅速さと正確さが優先され、情報の遅れは災害対策本部の設置の遅れ、被災の拡大につながる。このため、下記の留意点を考慮して体制をつくる必要がある。

災害情報収集・共有、連絡体制の留意点

ア）通信手段の確保を行う
・通信手段の確保は、県庁舎は財産有効活用課、危機管理課が実施
・合同庁舎は、行政県税事務所が、単独庁舎は該当事務所が確認する
・具体的な確認方法、代替手段の確保は地域防災計画および「応急業務マニュアル１－④通信手段の確保マニュアル」による

イ）情報の発信元を確認する
・最初に情報を発信した機関(人)を確認し情報の信憑性を上げる

ウ）情報の窓口を一本化する
・情報の収集先ごとに担当者を決める
・収集先の担当者もできる限り一本化しておく
・情報収集のアンテナは多い程よいが、これを一本化してから責任者に伝達するようにしないと、混乱を招く

エ）能動的に情報収集する
・災害発生が見込まれるにも関わらず、被災情報の報告がない場合は、県側から電話等により市町村等に連絡し、能動的な情報収集を行う
・情報収集の優先順位は、原則として緊急輸送道路の１次、２次、３次、その他の順とする
・災害発生時に被災市町村から派遣要請があった場合、県土整備部長が職員の派遣が必要と判断した場合、派遣計画に基づき、災害情報連絡員を派遣する

オ）情報の新旧の順番を整理する
・災害時には複数機関から、同様な情報が入ってくることがあり、この時にそれぞれの内容に食い違いがある
・何時何分現在の情報なのか相手先に確認し、時系列に沿って整理する

（２）情報収集体制（県全体）

○道路対策班（道路管理課・道路整備課）、県土整備班（土木事務所）は関係機関と速やかに連絡情報収集できるよう事前に連絡先をとりまとめて各班で共有しておく。
○発災後、県土整備班（土木事務所）は建設業協会と連携して道路パトロールを行うとともに、関係機関の災害情報を収集できる体制を整備しておく。
○道路対策班（道路管理課・道路整備課）は災害情報を収集し、被災状況の全体像を把握して、道路啓開の検討に向けた情報集約を行うための、連絡体制を整備しておく。

情報収集体制（県全体）

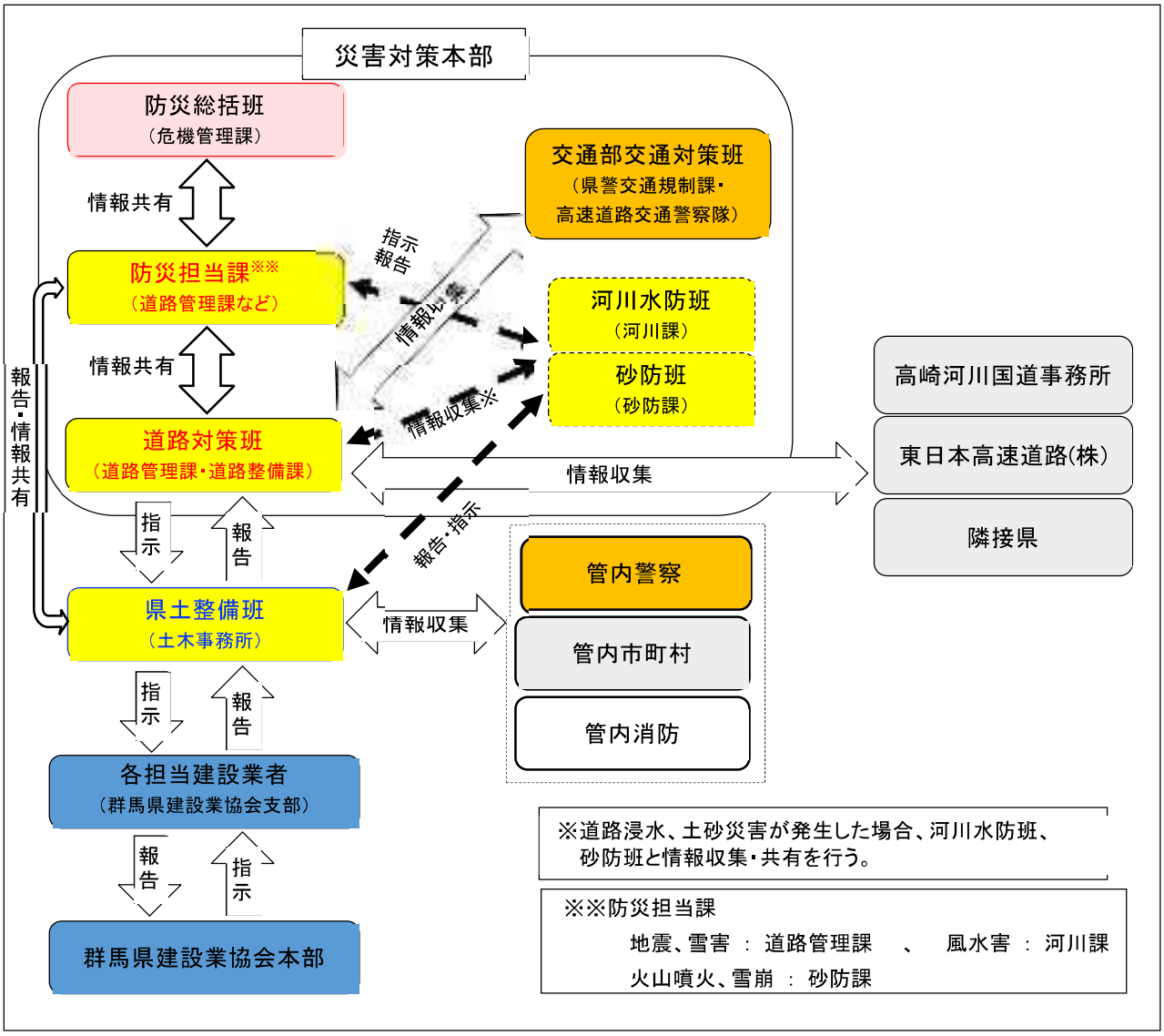

情報収集に係る各班で事前に備えるべき事項は、P.27 以降のア）～エ）に記載する。

ア）道路パトロールによる災害情報の収集

○管内で震度５弱以上が観測された場合、県土整備班（土木事務所）は速やかに管内業者と連携し、パトロールを実施する。
○県土整備班（土木事務所）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）は、パトロール情報の収集、共有を迅速に行うことが重要である。

道路パトロールによる災害情報収集体制

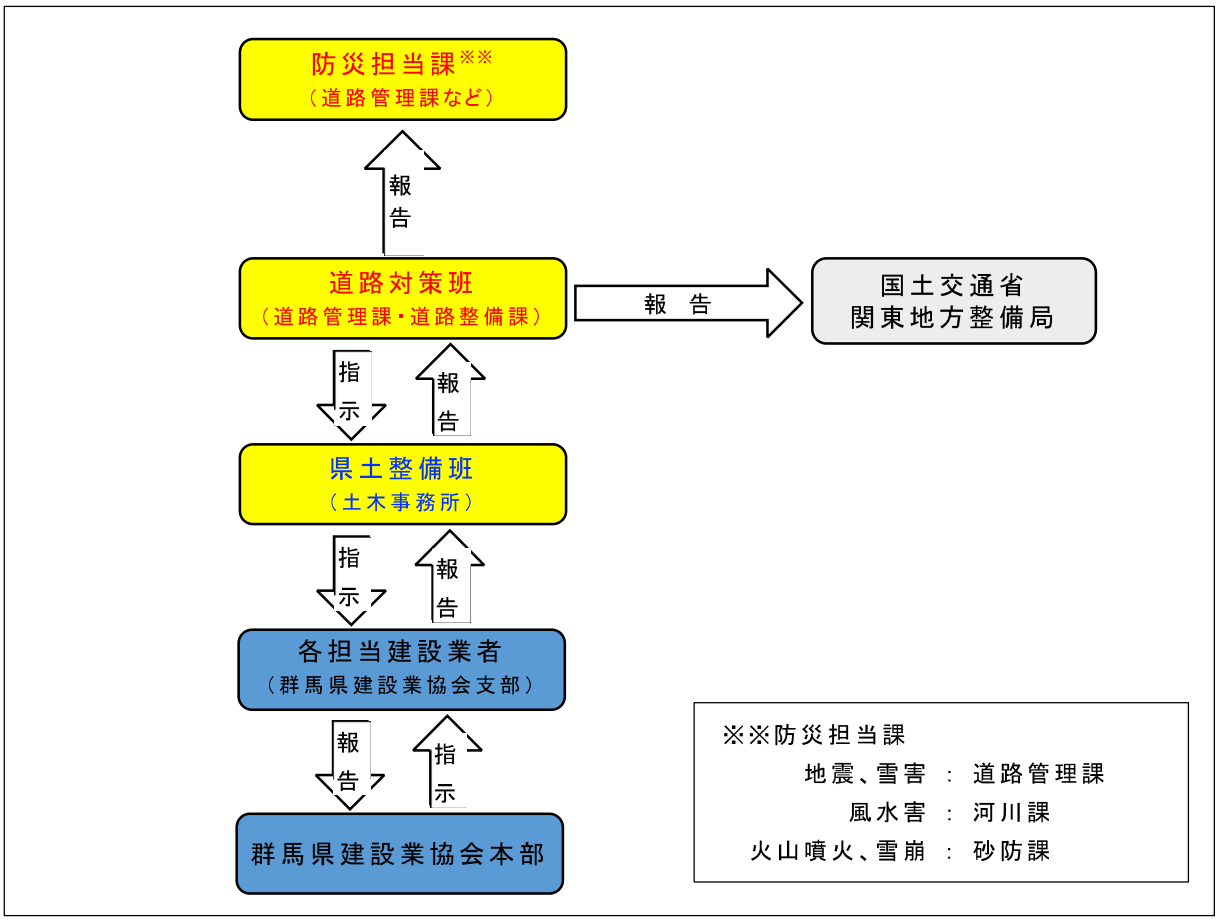

【県土整備班（土木事務所）】
１．管内で震度５弱以上が観測された場合、速やかに管内業者と連携し、パトロールを実施できる体制を整備しておく。合わせてパトロール報告に必要な連絡体制を確認し、整備しておく。
２．災害時の燃料供給は「応急業務マニュアル 28-①災害時における燃料対策の手引き」による。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】
1．パトロール情報の収集、共有が迅速にできるよう体制を整備しておく。
パトロール情報の報告先は、防災担当課と国土交通省関東地方整備局である。

【防災担当課（道路管理課など）】
１．収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する。

イ）道路対策班、県土整備班の関係機関からの災害情報収集

○各班は、発災時に関係機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報収集・連絡体制の明確化に努めること。特に、事前に関係機関との連絡体制を確認し、連絡先をとりまとめておくこと。

災害情報収集体制

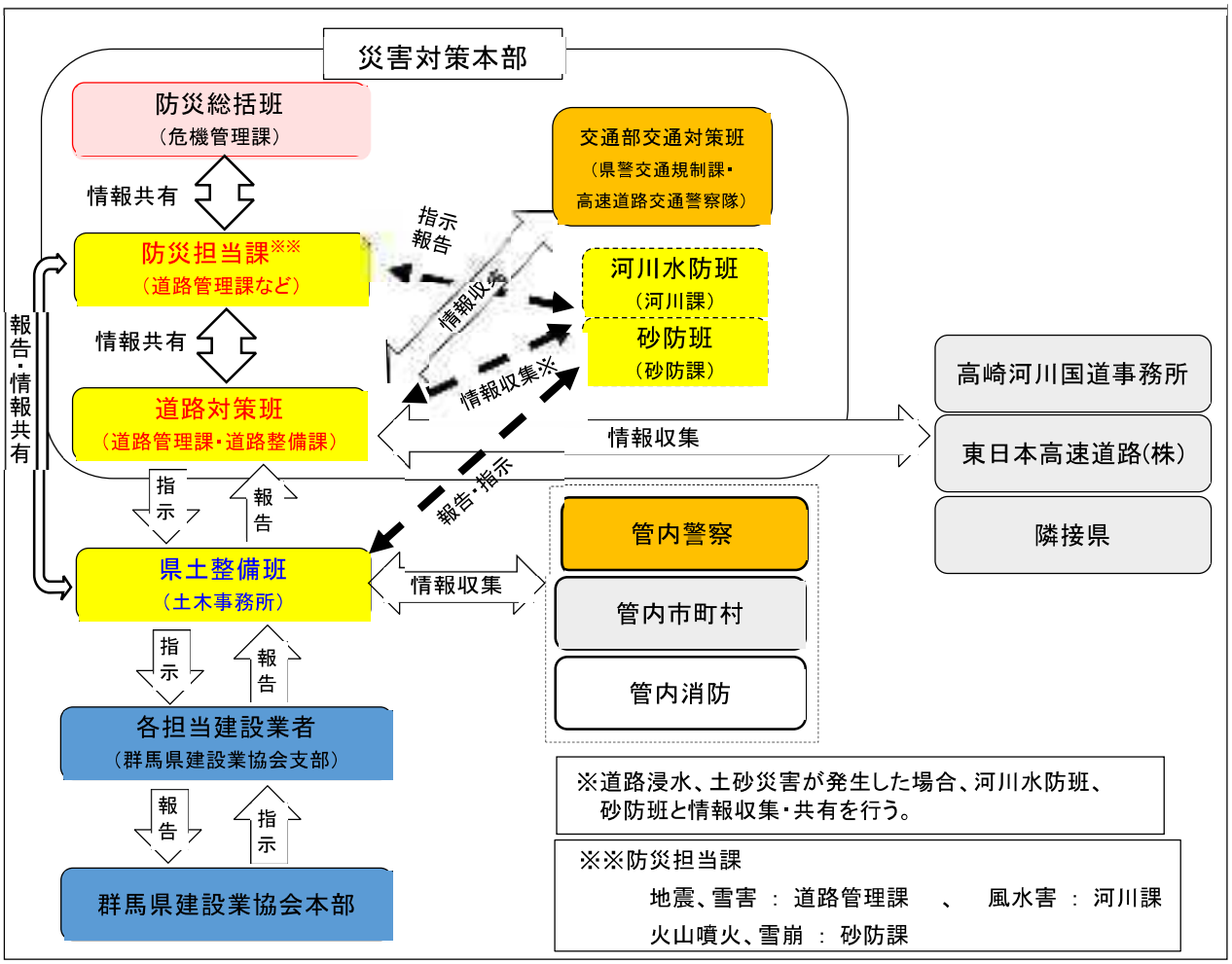

【県土整備班（土木事務所）】

1．事務所パトロール体制と管内業者へのパトロール指示の連絡先を整備しておく。

2．管内市町村、管内警察、管内消防等、情報収集に係る機関への連絡先を整備しておく。

3．道路対策班（道路管理課・道路整備課）、防災担当課（道路管理課など）への報告事項を確認しておく。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1．交通部交通対策班（県警交通規制課・高速道路交通警察隊）、高崎河川国道事務所、東日本高速道路(株)、隣接県等、情報収集に関係する機関への連絡先を整備しておく。

2．県土整備班（土木事務所）への指示、とりまとめ、防災担当課（道路管理課など）への報告事項を確認しておく。

3．災害事象により河川水防班（河川課）、砂防班（砂防課）との連絡調整を行うこと。

【防災担当課（道路管理課など）】

1．収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する

ウ）群馬県建設業協会（ぐんケン見張るくん）による災害情報の収集

○群馬県建設業協会で所有している災害情報共有システム「ぐんケン見張るくん」は災害時の情報収集、情報共有に有効なツールである。各建設業者は、「ぐんケン見張るクン」の有効活用できるよう日頃からデータ登録ができるよう準備しておくこと。
○また、県土整備班（土木事務所）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）は、自ら「ぐんケン見張るくん」からの情報収集できる体制を準備しておく。

群馬県建設業協会からの災害情報収集体制

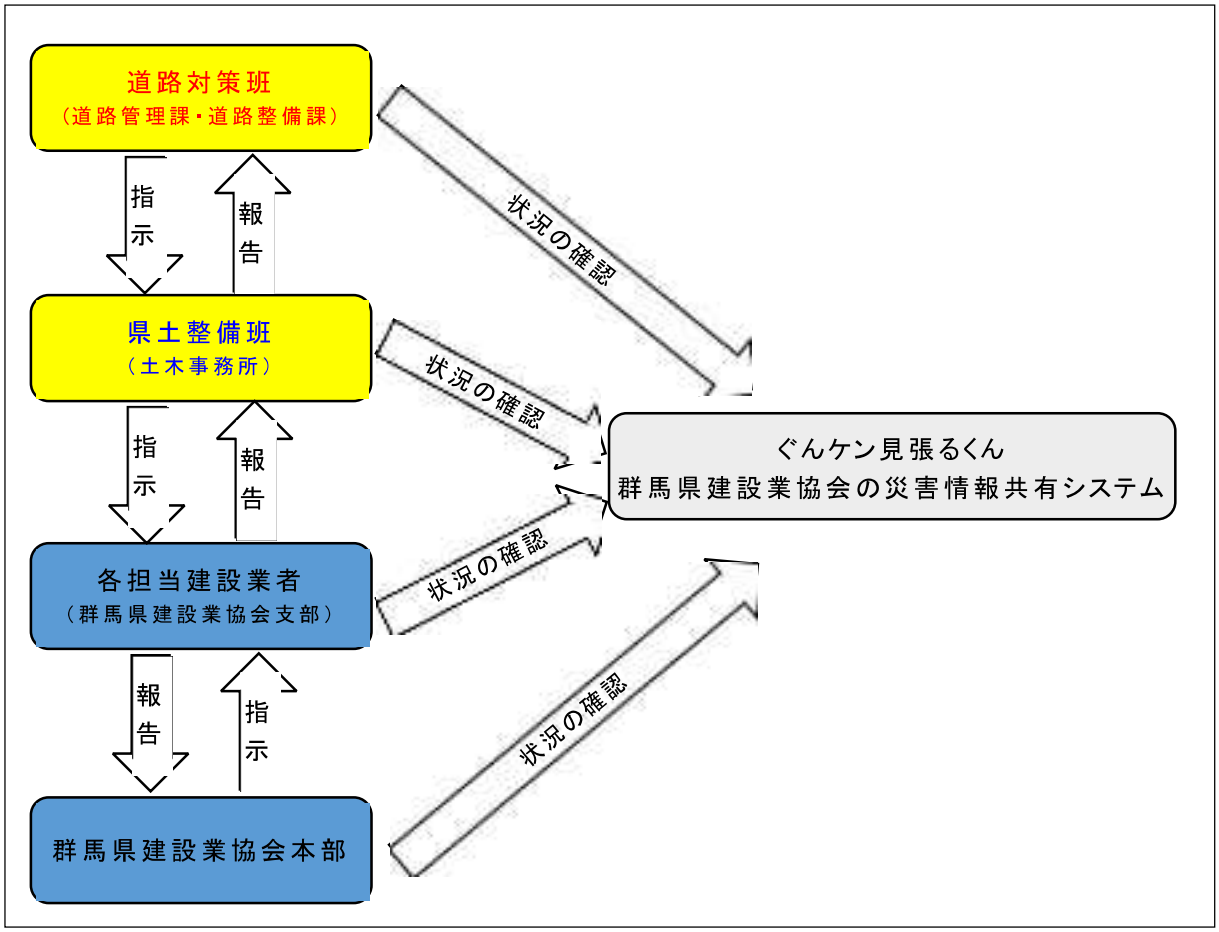

※ぐんケン見張るくんホームページアドレス
〈http://www.gunkenkun.com/pc/〉

【県土整備班（土木事務所）】
１．各建設業者と直接連絡により災害情報を把握するとともに、ぐんケン見張るくんに掲載された情報も収集できるよう、職員各自が事前にアクセス確認しておく。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】
１．県土整備班（土木事務所）からの報告と合わせ、ぐんケン見張るくんに掲載された情報も収集できるよう、職員各自が事前にアクセス確認しておく。

【防災担当課（道路管理課など）】
１．県土整備部各班からの報告と合わせ、ぐんケン見張るくんに掲載された情報も収集できるよう、職員各自が事前にアクセス確認しておく。

エ）市町村への県土整備職員の派遣による災害情報収集

○県は、被災市町村の情報収集のため、県職員を被災地に派遣し情報収集のできる体制を整備しておく。

県土整備職員の派遣による情報収集体制

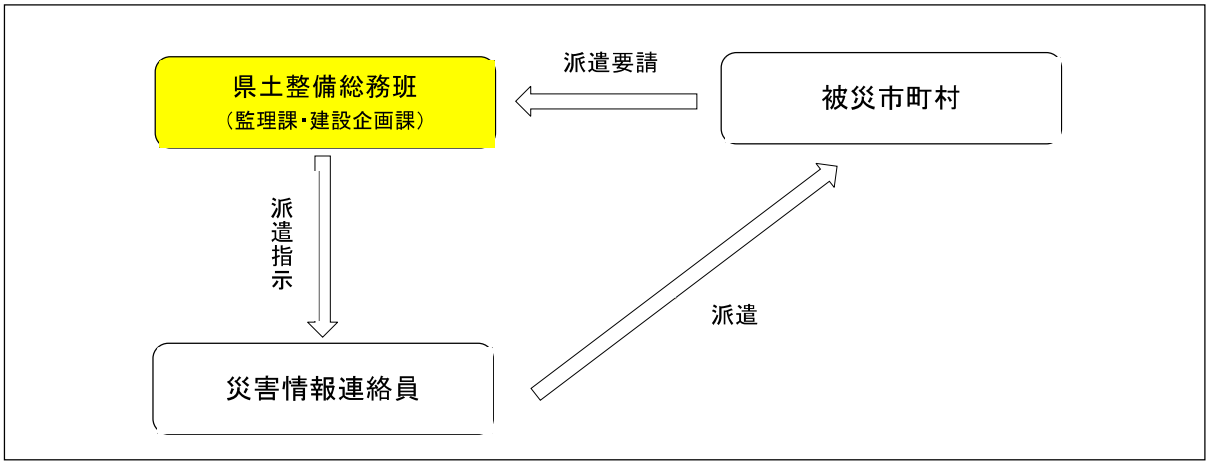

【県土整備総務班（監理課・建設企画課）】

１．年度当初に災害情報連絡員、災害復旧応援員の候補者名簿を作成しておく。

２．災害発生時に被災市町村から派遣要請があった場合、県土整備部長が職員の派遣が必要と判断した場合、派遣計画に基づき、災害情報連絡員を派遣する。

※詳細は「応急業務マニュアル３２－②災害情報連絡員及び災害復旧応援員の派遣マニュアル」参照

【県土整備班（土木事務所）】

１．被災市町村に災害情報連絡員が派遣された場合は、連絡員を通じて市町村情報を収集すること。
収集後の作業は、５－２（２）イ)「道路対策班、県土整備班の関係機関からの災害情報収集」(P.28)と同様である。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

１．災害情報連絡員からの災害情報収集は、５－２（２）イ)「道路対策班、県土整備班の関係機関からの災害情報収集」(P.28)と同様である。

（３）被災情報収集の統一化

○被災情報とりまとめの精度が今後の道路啓開作業に大きな影響を与えることから、被災情報収集とりまとめを迅速かつ的確に行うことが重要である。
○収集情報を関係機関に情報提供することから、提供内容に則した情報収集項目を定め様式化しておく。

ア）県土整備班から道路対策班への情報提供項目

①発生日時：
②路線、場所：　具体的な目標地点表示
③人身・物損被災状況：
④孤立集落の有無：
⑤通行規制（規制解除のメド）：
⑥原　因：
⑦経　緯：　時系列で対応状況記載
⑧現場写真

【県土整備班（土木事務所）】
１．災害情報共有システムに必要事項を入力することで、関東地方整備局への報告項目を満足する。（災害情報共有システムにより作成）
２．災害対策本部等設置時は、防災担当課（道路管理課ほか）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告様式（P.60）による定時報告あり。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】
１．県土整備班（土木事務所）が災害情報共有システムに登録したことを確認したら、これを基に関東地方整備局あての報告を実施する。報告様式は関東地方整備局から毎年指定されるため、その時点の報告様式を用いること。

【防災担当課（道路管理課など）】
１．災害対策本部等設置時は、県土整備部内の各班に報告様式（P.60）による定時報告を指示。

災害情報共有システムにおける国への報告様式

作成日時　2018/1/17 14:11現在

		道路種別	路線		方向（選択）	都道府県		箇所		箇所（ルビ）	
整理番号	整備局番号		番号	バイパス（選択）		番号	県　名	始点	終点	始点	終点
群馬県1	83		（国）１２０号			10	群馬県	利根郡片品村菅沼（大崖）			
群馬県2	83		（一）沼田赤城線			10	群馬県	沼田市利根町砂川（旧有料道路料金所）	前橋市富士見町（大沼周遊道路交差点）		

箇所詳細	区間変更	区間変更日時		道路の被害状態	規制原因			規制開始日時		規制延長 単位：(km)	規制内容（選択）		規制変更日時		復旧見込	
		月/日	時刻		規制種別（選択）	規制値 mm/日	規制理由	月/日	時刻		当初	現在	月/日	時刻		
					災害			1/4	6:00	0.2	全面通行止					
					事前			1/4	14:00	11.1	事前通行規制					

（別紙４）

迂回路				被害状況				備考
迂回路（選択）	迂回路内容	孤立集落（選択）	孤立集落戸数・人口	人身（選択）	人身内容	物損（選択）	物損内容	
有	村道	無		無		無		
無		無		無		無		

イ）道路対策班から防災担当課への報告項目

①道路被災状況（路線数、箇所数）
②現在の規制状況（路線数、箇所数、原因、内容）
③路線ごとの被災内容（緊急輸送道路、その他路線の区分）

【道路対策班（道路管理課・道路整備課)】

１．県土整備班（土木事務所）や関係機関等から収集した情報をとりまとめ、防災担当課（道路管理課など）への報告様式を作成する。緊急輸送道路の有無でとりまとめが異なる。報告様式はP.６０を参照。

【防災担当課（道路管理課など）】

１．県土整備部各班に取りまとめ方法、とりまとめ時間を指示する。
２．県土整備部内情報をとりまとめ防災総括班（危機管理課）へ報告する。

（４）情報共有

○情報収集（共有）体制図に基づき、連絡一覧表を整備する。
○収集した情報は速やかに関係機関へ情報提供し共有を図る。
○情報共有体制は、情報収集体制と同様である。

情報共有体制

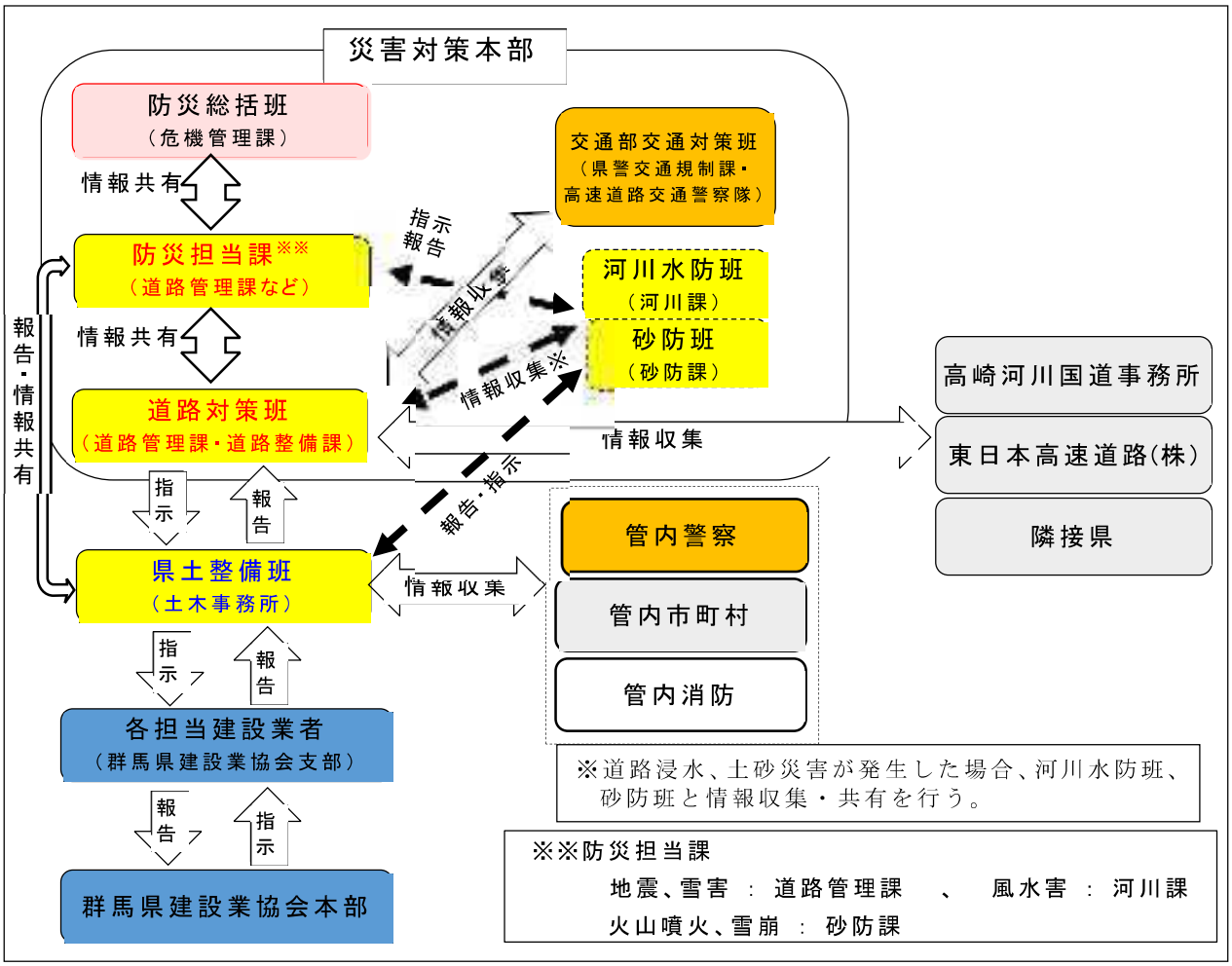

【県土整備班（土木事務所）】

１．県土整備班（土木事務所）は、管内市町村、管内警察、管内消防等必要となる連絡先一覧表を整備しておく。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

１．道路対策班（道路管理課・道路整備課）における連絡先一覧表は、６－３（３）ア）「道路パトロールの結果報告先」(P.48)、６－３（４）「道路情報連絡先」(附録資料３)に示す。

２．災害事象により河川水防班（河川課）、砂防班（砂防課）との連絡調整を行うこと。

【防災担当課（道路管理課など）】

１．収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する。

５－３　資機材等の事前準備

○発災時は災害協定に基づく作業が想定されるため、各機関は事前に協定の締結状況と締結内容を確認しておく。
○道路啓開・応急復旧には、群馬県建設業協会等の資機材が重要であることから、資機材保有状況を把握し、災害時の使用可能資機材を迅速にとりまとめることが重要である。

（１） 災害協定の締結状況（令和６年８月時点）

ア）群馬県と隣接都県との災害協定一覧

協　定　名	協定先自治体
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	埼玉県、新潟県
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県 栃木県、埼玉県 千葉県、神奈川県 山梨県、静岡県 長野県

イ）危機管理課が締結している災害協定一覧

協　定　名	協定先団体名
災害時における交通の確保等の業務に関する協定	群馬県警備業協会
災害時における被災車両等の撤去等に関する協定	日本自動車連盟 群馬支部
災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	群馬県電設協会
災害時における交通の確保等の活動に関する協定	群馬県中古自動車 販売協会
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	（株）アクティオ
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	コーエイ（株）
災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定	東京電力 パワーグリッド（株）
災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話（株）

ウ）県土整備部が締結している災害時における協定一覧

番号	協定名	協定者		協定締結日	協定内容	主管課
		甲	乙			
1	災害応急対策業務に関する基本協定	群馬県知事	（一社）群馬県建設業協会 270社	平成8年3月27日	県が管理する公共土木施設および公共建築物等に災害が発生したときの応急対策業務	建設企画課
2	災害時における測量、設計等の業務に関する協定	群馬県知事	（一社）群馬県測量設計業協会 33社	令和2年5月19日	県が管理する公共土木施設に災害が発生したときの測量・設計業務等	建設企画課
3	災害時における応急対策業務等の実施に関する協定	群馬県知事	群馬県造園団体協議会 4団体※	平成22年3月30日	県が管理する県立公園及び関連施設等に災害が発生したときの必要な応急対策業務	都市計画課
4	災害時における支援に関する協定	群馬県知事	群馬県交通安全施設業協同組合 22社	平成26年7月2日	県が管理する道路の災害発生時に必要とされる保安機材の支援	道路管理課
5	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定	国土交通省関東地方整備局	群馬県ほか19者 （一社）日本建設業連合会関東支部 94社	平成30年3月28日	県が管理する公共施設に災害が発生したときの応急対策業務及び建設資材等の調達	建設企画課

※ （社）群馬県造園緑化協会、群馬県造園師組合、（社）日本造園組合連合会群馬県支部、（社）群馬県造園建設業協会

（２）災害協定団体の資機材状況（令和６年８月時点）

ア）群馬県建設業協会（建設業の「災害対応組織力」の強化に向けてより）

土木事務所	建設業協会	バックホー	ブルドーザー	ダンプトラック	クレーン車（ユニック含む）	アスファルトフィニッシャー	タイヤローラー	グレーダー	ホイールローダー	計
前　橋	前橋支部	250	21	215	60	15	25	18	25	629
渋　川	渋川支部	170	22	123	31	3	10	10	32	401
伊勢崎	伊勢崎支部	109	14	108	23	6	11	8	24	303
高　崎	高崎支部	211	27	171	39	26	24	17	40	555
藤　岡	藤岡支部	115	14	98	33	14	13	11	26	324
富　岡	富岡支部	114	17	80	21	4	12	9	23	280
安　中	安中支部	83	5	59	13	4	7	8	16	195
中之条	吾妻支部	172	12	102	45	10	15	10	48	414
沼　田	沼田支部	400	6	176	60	4	19	9	118	792
太　田	太田支部	194	12	162	31	6	14	9	16	444
桐　生	桐生支部	66	6	71	14	4	4	7	26	198
館　林	館林支部	136	14	118	31	3	6	7	24	339
合　計		2,020	170	1,483	401	99	160	123	418	4,874

イ）群馬県建設業協会（建設業の「災害対応組織力」の強化に向けてより）

土木事務所	建設業協会	ブルーシート	大型土のう袋	土のう袋	鋼材（Ｈ鋼）	敷鉄板	投光器	バリケード	計
前　橋	前橋支部	1,308	983	4,625	129	535	359	2,202	10,141
渋　川	渋川支部	1,585	825	5,330	80	395	94	714	9,023
伊勢崎	伊勢崎支部	394	322	2,530	61	336	179	870	4,692
高　崎	高崎支部	616	670	4,820	170	653	148	1,391	8,468
藤　岡	藤岡支部	392	520	2,850	68	108	123	710	4,771
富　岡	富岡支部	265	880	3,740	99	278	78	448	5,788
安　中	安中支部	100	130	1,100	80	176	17	290	1,893
中之条	吾妻支部	930	690	4,670	286	589	116	595	7,876
沼　田	沼田支部	1,119	690	4,070	215	673	216	1,220	8,203
太　田	太田支部	646	549	4,520	31	993	127	925	7,791
桐　生	桐生支部	387	1,000	4,960	0	108	61	520	7,036
館　林	館林支部	418	704	3,480	57	1,497	91	730	6,977
合　計		8,160	7,963	46,695	1,276	6,341	1,609	10,615	82,659

ウ）群馬県建設業協会（建設業の「災害対応組織力」の強化に向けてより）

土木事務所	建設業協会	発動発電機	仮設トイレ	コンプレッサー	水中ポンプ	仮設ハウス	回転灯	工事用信号機	計
前　橋	前橋支部	85	13	17	86	44	35	7	287
渋　川	渋川支部	76	9	21	78	21	65	3	273
伊勢崎	伊勢崎支部	49	13	5	56	20	18	1	162
高　崎	高崎支部	77	9	19	112	33	137	2	389
藤　岡	藤岡支部	39	4	12	54	20	56	4	189
富　岡	富岡支部	48	8	16	56	21	27	3	179
安　中	安中支部	26	13	7	39	18	41	9	153
中之条	吾妻支部	69	23	19	92	56	36	7	302
沼　田	沼田支部	124	24	53	127	61	74	4	467
太　田	太田支部	61	20	12	73	31	27	4	228
桐　生	桐生支部	38	2	9	40	8	25	2	124
館　林	館林支部	40	10	5	45	30	11	4	145
合　計		732	148	195	858	363	552	50	2,898

エ）群馬県建設業協会（建設業の「災害対応組織力」の強化に向けてより）

土木事務所	建設業協会	特殊運転手	普通運転手	作業員	計
前　　橋	前橋支部	122	193	219	534
渋　　川	渋川支部	111	146	125	382
伊 勢 崎	伊勢崎支部	88	126	138	352
高　　崎	高崎支部	155	253	379	787
藤　　岡	藤岡支部	69	94	206	369
富　　岡	富岡支部	69	113	153	335
安　　中	安中支部	42	32	36	110
中 之 条	吾妻支部	109	106	140	355
沼　　田	沼田支部	210	235	198	643
太　　田	太田支部	81	312	195	588
桐　　生	桐生支部	71	134	74	279
館　　林	館林支部	77	124	110	311
合　　計		1,204	1,868	1,973	5,045

オ）群馬県建設業協会（大雪時における群馬県道路除雪行動計画より）

土木事務所	建設業協会	除雪ドーザ	除雪（モーター）グレーダ	ロータリー除雪車等	除雪ローダ・タイヤショベル	除雪トラック（専用者）	スノープラウ	計
前　　橋	前橋支部	13	29	3	28	3	9	85
渋　　川	渋川支部	13	12	0	10	6	6	47
伊 勢 崎	伊勢崎支部	2	14	0	20	0	2	38
高　　崎	高崎支部	21	17	0	7	0	2	47
藤　　岡	藤岡支部	22	12	1	3	5	8	51
富　　岡	富岡支部	15	12	1	5	4	7	44
安　　中	安中支部	19	10	4	8	3	6	50
中 之 条	吾妻支部	54	14	13	8	9	12	110
沼　　田	沼田支部	93	18	41	17	6	3	178
太　　田	太田支部	0	4	0	15	0	0	19
桐　　生	桐生支部	14	9	1	3	6	4	37
館　　林	館林支部	9	8	0	9	0	0	26
合　　計		275	159	64	133	42	59	732

カ）群馬県交通安全施設業協同組合

地区名	差し込み式看板枠	看板面反射記名無し	通行止め看板	カラーコーン三段反射	コーンバー	コーンバーヘッド
中毛地区（前橋・渋川・伊勢崎）	18	18	12	192	192	192
西毛地区（高崎・安中・藤岡・富岡）	18	18	11	191	191	191
吾妻地区（中之条）	17	17	11	191	191	191
利根沼田地区（沼田）	18	18	11	191	191	191
東毛地区（太田・桐生・館林）	25	25	15	285	285	285
合　　計	96	96	60	1050	1050	1050

※令和６年６月状況

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

１．災害協定団体が常時備えている資機材を一覧表で管理し、発災時には速やかに使用可能資機材の数量をとりまとめできるよう、様式等を準備しておく。

２．取りまとめた情報は、県土整備班（土木事務所）、防災担当課（道路管理課など）へ速やかに情報提供する。

（３）道路管理者間の災害協定等重複状況（令和６年８月時点）

○群馬県と他道路管理者の協定締結先の重複状況を予め把握し、災害発生時の対応の優先順位を整理しておく。

ア）国土交通省高崎河川国道事務所との協定重複状況

建設業者と個別に３年間の災害協定を締結しており、令和６年度時点では、群馬県建設業協会に所属している個別の会社とも協定を締結している。

イ）市町村との協定重複状況

県内の３５市町村のうち、２３市町村（うち４市町村は雪害のみ）が群馬県建設業協会支部と災害時の協定を締結している。

○建設業協会支部と災害時の協定を締結している市町村

前橋市	○	榛東村		東吾妻町	○
高崎市		吉岡町		片品村	○（雪のみ）
桐生市	○	上野村		川場村	○（雪のみ）
伊勢崎市	○	神流町		昭和村	○（雪のみ）
太田市		下仁田町		みなかみ町	○（雪のみ）
沼田市	○	南牧村		玉村町	
館林市	○	甘楽町		板倉町	○
渋川市	○	中之条町	○	明和町	○
藤岡市		長野原町	○	千代田町	○
富岡市	○	嬬恋村	○	大泉町	○
安中市	○	草津町	○	邑楽町	○
みどり市		高山村	○	合計　２３市町村	

※高崎河川国道事務所は、建設業協会に所属している個別の建設業者と3年間の災害協定を締結している。3年毎に建設業者が変わるため、確認すること。

ウ）電線管理者の協定重複状況

群馬県では、令和３年５月12日に東京電力パワーグリッド(株)及び東日本電信電話(株)と「災害時における停電・通信復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書」を締結した。その後、すべての市町村でも東京電力パワーグリッド(株)及び東日本電信電話(株)と同様の覚書を締結している。

エ）協定重複時の優先順位

「道路啓開チェックリスト」(附録資料５)に基づき、優先順位を決定する。

（４）緊急通行車両等の届出方法

○災害応急対策を円滑に行うため、公安委員会は災害対策基本法等により区間を定めて緊急交通路の指定を行い緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（通行規制）を行う。
　この規制区間・区域は「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと通行することができない。
　このため、建設業者は、災害時（道路啓開等）に優先的な手続きが受けられるよう、道路啓開等に使用する車両を緊急通行車両として届出しておく必要がある。

※群馬県内の緊急交通路予定路線は、県内の高速道路４路線が対象

　災害対策基本法等に基づく通行規制時に通行可能な車両は緊急通行車両、規制除外車両がある。
　道路啓開作業に従事する車両で、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により災害発生時に他の関係機関・団体から調達する車両は、緊急通行車両に該当するため、緊急通行車両の届出手順を以下に示す。

ア）緊急通行車両の届出手順

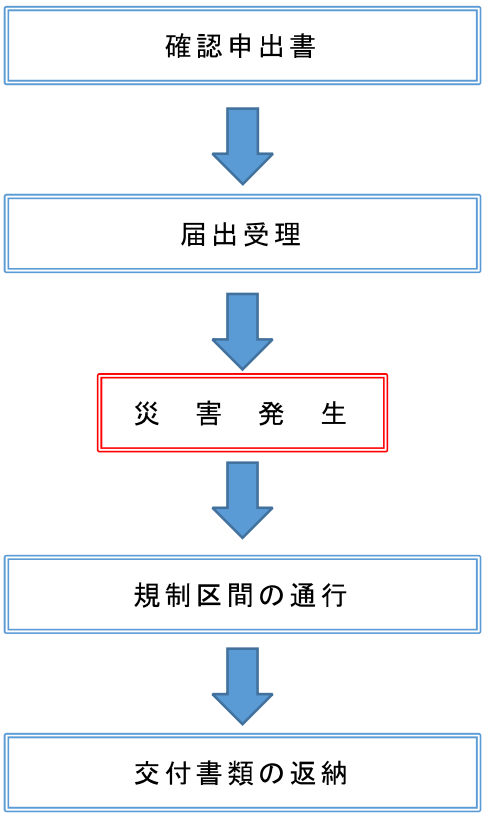

【対象車両】指定行政機関等が保有する車両
指定行政機関等の協定・契約により災害発生時に使用される車両
【内　容】緊急通行車両確認申出書　１通
自動車検査証（写）　１通
輸送協定書又は業務内容を証明する書類（写）　１通
【届出先】管轄の警察署または警察本部

【届　出】警察署または警察本部に提出後、標章および緊急通行車両確認証明書を受領
届出者は災害発生時まで保管

【通行確認】標章
緊急通行車両確認証明書

【返　納】災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき、または記載有効期限が過ぎた段階で「標章」と「緊急通行車両確認証明書」を管轄の警察署または警察本部に返納

イ）緊急通行車両確認申出書

ウ）緊急通行車両確認証明書（左）、標章（右）

（全国統一様式）

※県外からの支援部隊等については、出発地となる場において交付を受けるか、または全国の所轄または現地検問所で受けられる。

５－４　事前に備えておくべき資料

○発災時迅速な情報収集、共有、関係機関との調整、道路啓開が行うことができるように本マニュアルのほか以下の資料を備えておく。

１　群馬県地域防災計画（危機管理課）

２　群馬県国土強靱化地域計画（危機管理課）

３　群馬県地震防災戦略（危機管理課）

４　群馬県業務継続計画（危機管理課）

５　群馬県災害時受援・応援計画（危機管理課）

６　雪害対策マニュアル（危機管理課）

７　群馬県災害対策本部各班における応急業務マニュアル(災害対策本部､各班)

８　気象警報発令時、災害発生時における対応マニュアル（道路管理課）

９　大雪時における群馬県道路除雪行動計画（道路管理課）

１０　群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画（道路管理課）

１１　群馬県道路パトロール実施要領（道路管理課）

１２　水防待機マニュアル（各土木事務所）

１３　管内図（土木事務所）

１４　土砂災害警戒区域図（砂防課）

１５　洪水浸水想定区域図（河川課）

メ　　モ